

沖縄県農林水産部経常建設共同企業体取扱要領

農総第 915 号
制定 平成11年8月10日

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県農林水産部が発注する建設工事（以下「県工事」という。）に係る経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の施工方式、対象工事等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経常JV 中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。
- (2) 構成員 県工事に係る競争入札参加者の資格を有する建設業者であって、経常JVを構成するものをいう。
- (3) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結するものをいう。

(施工方式)

第3条 経常JVの施工方式は、各構成員が対等の立場で、一体となって施工する共同施工方式とする。

(対象工事)

第4条 単体発注の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置しうる規模を確保するものとする。

(構成員)

第5条 構成員の数は2又は3業者とし、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

2 構成員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 登録部門に対応する許可業種につき、工事の実績を有すること。
- (3) すべての構成員が、登録部門に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。ただし、3ヶ月以上の雇用関係にあるものとする。

(結成方法)

第6条 経常JVの結成方法は、自主結成とする。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

(出資比率)

第8条 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は次の割合以上でなければならない。

- (1) 2業者の場合 30パーセント
- (2) 3業者の場合 20パーセント

(入札参加資格審査の申請及び登録)

第9条 経常JVを結成して競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書に次

に掲げる書類を添付して知事の審査を受けなければならない。

- (1) 経常JV協定書
- (2) 経常事項審査結果通知書の写し
- (3) 技術職員有資格者名簿
- (4) 完成工事高内訳書
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 一の企業が結成・登録することができる経常JVの数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

ただし、経常JVの複数業種への登録並びに構成員それぞれが単独で登録することを妨げない。

3 前2項に定めることのほか、経常JVの資格の審査、認定等については、「沖縄県建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（以下「入札参加規程」という。）」の定めるところによる。

（構成員に事故があった場合の取扱）

第10条 経常JVが指名を受けた場合において、構成員に指名停止、倒産等事故があった場合は、当該経常JVは入札に参加する資格を失う。

（経常JVの存続期間）

第11条 経常JVの存続期間は、「入札参加規程」第5条第4項の規定による入札参加資格の有効期間が満了する日（同日後に請負契約の履行後3ヶ月を経過する日が到来するときはその日）までとする。

ただし、当該期間満了後においても、当該工事につき瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散して後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯

してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

メモ